

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年9月1日から6年7月30日までに係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年9月から4年7月までは18万円、同年8月から5年8月までは22万円、同年9月から6年6月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年8月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年7月の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月1日から6年7月30日まで
② 平成6年7月30日から同年8月1日まで

私は、申立期間①のうち平成3年9月から4年8月までは28万円、同年9月から5年8月までは32万円、同年9月から6年7月までは36万円の給与を支給されていたので、それぞれの期間に係る標準報酬月額について、給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

また、私は、平成6年7月31日までA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、A社に係る申立人の申立期間①のうち、平成3年9月から5年8月までの標準報酬月額は、当初、3年9月から4年7月までは18万円、同年8月から5年8月までは22万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで9万8,000円に減額訂正されている。

また、申立期間①のうち、平成5年9月から6年6月までの標準報酬

月額、当初 24 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月30日より後の同年8月8日付けで、5年9月1日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人のほかにも多数の被保険者について、平成5年4月7日付け及び6年8月8日付けで、標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社が加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録によると、申立人の3年9月から4年8月までの標準報酬月額は、当初のオンライン記録と一致していることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の役員ではないことが確認できるところ、同社の元事業主は、「申立人は、社会保険関係の手続を行っていなかった。」と供述している。

また、元事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年4月7日付け及び6年8月8日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の3年9月から6年6月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、3年9月から4年7月までは18万円、同年8月から5年8月までは22万円、同年9月から6年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人は、申立期間①の標準報酬月額について、平成3年9月から4年8月までは28万円、同年9月から5年8月までは32万円、同年9月から6年7月までは36万円の給与を支給されていたと供述している。

しかし、元事業主は、「倒産により資料等は一切無い。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人は平成6年7月31日までA社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年7月30日より後の同年8月23日付けで、申立人に係る被保険者資格の喪失日を同年7月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、申立人のほかにも多数の被保険者について、平成6年8月23

日付けで、被保険者資格の喪失日を同年7月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る履歴事項全部証明書によると、同社は平成6年7月31日において法人であり、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年8月23日付けで、A社の厚生年金保険被保険者の資格を同年7月30日に喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年8月1日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年9月の標準報酬月額の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月17日から同年4月1日まで

私は、A社に入社したとき、昭和41年3月17日から同年3月31日まで、高等学校卒業の新人社員全員を対象とした配属前の集合研修に参加しており、その間の給与も支払われていた。

厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和41年4月1日となっているが、私と同じく高等学校卒業でA社C支店に配属された元同僚の資格取得日は、同年3月17日に訂正されたとのことなので、私の資格取得日の記録を同日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚から提出された入社前集合研修の座席配置図及び元同僚の証言により、申立人が申立期間について、同研修に参加していたことが確認できる上、D健康保険組合の加入記録により、申立人が同年3月17日に健康保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、前述の座席配置図により、申立人と同じく高等学校卒業で昭和41年度にA社に入社し、申立人と同じ研修に出席したことが確認できる者のうち、入社時に申立人と異なる支店に配属されたと推認される11人について、オンライン記録における厚生年金保険被保険者の資格取得日を確認したところ、10人の資格取得日は昭和41年3月17日である上、申立人と同じく高等学校卒業でA社C支店に配属されたことが確認できる元

同僚については、当初、厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同様に同年4月1日とされていたが、同年3月17日に訂正されている。

さらに、B社は、申立人は入社前集合研修に出席していると推測されることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和41年3月17日とすることが妥当と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社C支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを確認できる資料を保有しておらず納付したかどうか不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年9月30日から57年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を55年9月30日、資格喪失日に係る記録を57年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を55年9月から56年9月までは、14万2,000円、同年10月から57年3月までは、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月29日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月1日から57年4月1日まで
② 平成元年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和55年3月から57年3月末までA社の社員でB（業務）の仕事をしていたが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。事業主や当時の同僚は、厚生年金保険に加入していたはずだと供述している。また、同社には再度、63年11月から平成元年4月末まで勤務していたが、そのうち同年4月の被保険者記録が無い。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主から提出された昭和56年9月7日起案

の手当改定に係る稟議書並びに事業主及び複数の元同僚の供述から、申立人はA社に勤務期間は特定できないものの勤務していたと認められる。

勤務期間については、申立人と同じ現場で勤務していた元同僚は、「申立人は、C（施設）ができたときには勤務していた。」と供述しているところ、同施設D（部門）は、「C（施設）は昭和55年9月30日に竣工した。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立人が記憶する同じ現場で働いていた元同僚の被保険者記録から判断すると、申立人は当該事業所において、昭和57年4月1日まで勤務していたことが確認できる。

さらに、事業主は、「申立人は、正社員として勤務していた。正社員は全て、社会保険に加入させていたので、厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答し、複数の元同僚も同様の供述をしているところ、上記稟議書に記載された元同僚5人のうち、申立人を除く4人は、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和55年9月30日から57年4月1日までにおいてA社に正社員として勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ職場、職種で勤務していた元同僚の標準報酬月額から、昭和55年9月から56年9月までは14万2,000円、同年10月から57年3月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料が無く、また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和55年3月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人のA社における雇用保険の離職日は平成元年4月30日となっているところ、事業主は、「申立期間②当ても、現在も、厚生年金保険の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日とする

取り扱いをしている。」と回答している。

また、当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立期間②前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元従業員 8 人のうち、雇用保険の加入記録があった者が 7 人確認できるところ、7 人全員について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 14 条の規定（厚生年金保険の被保険者資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日（離職日）の翌日と規定されている。）どおり、雇用保険の離職日の翌日となっており、両保険の被保険者記録は符合している上、雇用保険の離職日が申立人と同じ平成元年 4 月 30 日である元従業員の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日の同年 5 月 1 日になっていることが確認できる。

さらに、申立人は、「平成元年 4 月 28 日には退職していない。月末までいた。」と供述しているところ、元年 4 月 28 日は金曜日、同年 4 月 29 日は土曜日（みどりの日）、同年 4 月 30 日は日曜日であることから、事業主は、申立人が所定労働日の最後の日である同年 4 月 28 日に退職したと誤認して事務処理を行ったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成元年 3 月のオンライン記録から、19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年4月1日であると認められることから、当該事業所の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月31日から3年4月1日まで
② 平成3年4月1日から同年6月1日まで

私は、A社でC（職種）として勤務し、平成3年4月に同社がB社に社名変更した後も、仕事内容及び勤務地に変更なく、同年7月末まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。調査して、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人が平成3年3月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年2月1日の後の同年4月8日付けで、2年

10月の定時決定の記録を取り消し、遡及して処理されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所が適用事業所でなくなった平成3年2月1日以後も株式会社として存続していたことが確認できる上、複数の元同僚が、同日以後も当該事業所に継続して勤務していた旨を供述しており、当該事業所が同日以後も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）が同日に当該事業所が適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の資格喪失処理に係る記録の訂正は有効なものとは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成3年4月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、24万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたB社に係る給与支給明細書から、申立人は、同年4月1日から当該事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は、平成3年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所としての記録は無いが、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は、当時、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主に照会しても回答を得られず詳細は不明であるが、当該期間において、当該事業所は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間にB社で勤

務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、平成3年5月の厚生年金保険料の控除について確認できる資料を所持しておらず、当時の事業主からも回答を得られないことから、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和32年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月21日から同年12月2日まで

私は、昭和27年3月にA社に入社し、32年11月21日に初めて転勤を命じられ、同社D支店からE（地名）の同社C支店に着任したが、年金事務所の記録では、同年11月21日資格喪失、同年12月2日資格取得となっており、同年11月の1か月が空白となっている。同じ事業所内の転勤であり、空白があることに納得がいかないため、調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事表、回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和32年11月21日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和32年12月のオンライン記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の保険料を納付したと思慮するとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事業主が当初社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 16 日から 4 年 12 月 31 日まで

私は、A社に勤務していた平成 3 年 11 月 16 日から 4 年 12 月 31 日までの標準報酬月額が、当時、受け取っていた基本月給 40 万円（手当 10 万円含む）よりも低いので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成 3 年 11 月 16 日の厚生年金保険被保険者資格取得時は 38 万円と記録された後、同年 12 月 19 日付けで、資格取得時の標準報酬は 32 万円に訂正され、4 年 10 月の定時決定は 32 万円と記録されていたところ、同年 10 月 30 日付けで、同年 10 月の定時決定 32 万円を取り消し、同年 9 月の随時改定として 24 万円に減額訂正された後、さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 12 月 31 日の後の 5 年 3 月 4 日付けで、3 年 11 月 16 日の資格取得時に遡って 24 万円に減額訂正され、4 年 9 月の随時改定（24 万円）を取り消し、同年 10 月の定時決定として 24 万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成 4 年 10 月 30 日付けで、同年 10 月の定時決定を取り消し、同年 9 月の随時改定として標準報酬月額を減額訂正され、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 12 月 31 日の後の 5 年 3 月 4 日付けで、標準報酬月額を遡及して減額訂正されている元同僚が複数名いることが確認できる。

さらに、当該事業所の複数の元同僚は、「会社は経営不振で給与の遅延があった。」、「詳細は不明であるが、社会保険事務所から電話がかかってきていた。」と供述している。

加えて、申立人と同様に平成4年10月1日定時決定の標準報酬月額(41万円)を同年10月30日に取り消され、同日に定時決定を下回る等級で同年9月1日付けの随時改定をされている元同僚の「雇用保険被保険者離職票」によれば、定時決定及び随時改定の基礎となるそれぞれ3か月を含む期間において、当該随時改定前の標準報酬月額に相当する給与(41万6,990円)が支払われている上、当該元同僚の平成4年分給与取得の源泉徴収票において、当該標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年10月30日付けで行われた同年9月1日の随時改定の処理及び5年3月4日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、32万円に訂正することが必要である。

なお、申立人は、「申立期間当時は、月額40万円の報酬であった。」と主張しているが、当該事業所は既に解散しており、元事業主の所在は不明であることから、申立人が主張する標準報酬月額に相当する保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、平成3年12月19日付けで行った同年11月16日の資格取得時の標準報酬月額訂正処理については、同様の訂正処理が行われているのは申立人だけである上、当該訂正処理を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、社会保険事務所による不合理な処理であったとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、平成8年4月から同年9月までは44万円、同年10月から9年7月までは41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から9年8月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、平成8年4月1日から9年8月1日までの期間の標準報酬月額が44万円から19万円に引き下げられている。申立期間の厚生年金保険料は標準報酬月額が引き下げられる前の保険料を控除されているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人はA社の人事及び給与担当であったが、申立人は、「給与明細書等の作成には携わっていたが、社会保険事務については社長が決定し、社会保険労務士が事務手続を行っていた。」と主張している上、元同僚は、「申立人は、社長の指示で動いていただけだと思う。」と供述しており、ほかの元同僚は、「申立人が関わっていたかは分からない。」と供

述していることから、申立人の積極的な関与をうかがわせる事情は見当たらない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された平成8年分給与所得の源泉徴収票、9年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び預金通帳から判断すると、平成8年4月から同年9月までは44万円、同年10月から9年7月までは41万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成3年9月は50万円、同年10月から5年7月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から5年8月1日まで

私は、A社で勤務していた期間のうち、平成2年以降は50万円以上の給与をもらっていたが、申立期間の標準報酬月額が低い額となっており納得できないので、調査の上、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年9月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、同年10月6日付けで、3年10月1日の定時決定、4年8月1日及び5年5月1日の随時改定（いずれも53万円が上限）を取り消し、3年9月1日に遡って18万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に平成5年10月6日付けで3年9月1日及び同年11月1日に遡って標準報酬月額が18万円に減額訂正されている者が2名確認できるところ、うち1名については、年金事務所において、「不適正事務処理の訂正」として、23年4月12日付けで事業主が当初届出た標準報酬月額に訂正済みとされている。

さらに、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、平成4年2月に当該事業所のB（役職）及びC（役職）に就任しているが、5年2月にB（役職）及び同年6月にC（役職）を辞任していることが確認できる上、雇用保険の加入記録により確認できる、申立人の当該事業所における離職日（5年7月31日）と退職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の

加入記録は符合しており、申立人に離職票が交付されていることが確認できる。

加えて、当該事業所の事実上の経営者及び元同僚は、「申立人は平成4年から5年にかけてA社のB（役職）であったが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる前の同年7月に退職しており、その後、同社には全く関与していない。」旨供述していることから、申立人は当該遡及訂正には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額に係る上記遡及訂正を行う合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年9月は50万円、同年10月から5年7月までは53万円に訂正することが必要である。

千葉国民年金 事案 4353

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から55年5月まで

私は、昭和48年10月20日にA社を退職してすぐに国民年金の加入手続きを行い、毎月、国民年金保険料を納付し続けたはずである。加入手続きの場所や納付場所及び金額等の詳細は覚えていないが、在職中はB（業務）を約10年担当し、会社を退職する者に対して国民年金加入の必要性を教えていた立場にあり、自分の手続きを忘れることは絶対にありえず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年10月20日にA社を退職してすぐに国民年金の加入手続きを行い、毎月、国民年金保険料を納付し続けたはずである。」と主張しているが、申立人の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、55年6月4日に、任意加入被保険者として行われたものと推認できる上、C市の国民年金被保険者名簿においても、申立人が同年6月4日に任意で資格取得した旨の記載が確認でき、当該資格取得日はオンライン記録とも一致しており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の加入手続き時期と推認される昭和55年6月は、第3回特例納付実施期間の最終月であるが、申立人は、「55年6月頃にC市役所かその他の機関で、国民年金に関する特別な制度の説明を受けて、申立

期間をまとめて納付できるような話を聞いたことはない。」と述べている上、申立期間は任意の未加入期間であることから、申立人が特例納付制度を利用して保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人の保険料の納付金額及び納付方法等に関する記憶が不鮮明であり、申立期間当時の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4354（事案 2077 及び 3306 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年6月までの期間、同年10月から51年12月までの期間、53年4月から63年4月までの期間及び平成6年11月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和45年12月、47年7月から同年9月までの期間及び52年12月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から51年12月まで
② 昭和52年12月から63年4月まで
③ 平成6年11月から15年6月まで

新たな資料や情報は無いが、昭和45年12月から平成15年6月までの期間のうち、厚生年金保険被保険者期間である申立期間①、②及び③について、国民年金保険料を重複して納付していたはずである。また、この間の国民年金保険料の還付は一度も受けたことが無い。前回の審議に納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③のうち平成6年11月から15年4月までの期間については、i) 申立人の所持する国民年金手帳、領収書及び社会保険庁（当時）の被保険者名簿から厚生年金保険との重複期間についての国民年金保険料は還付されていることが確認できること、ii) 厚生年金保険との切替手続も速やかに行われていると推認でき、国民年金保険料の納付書が発行されなかったと考えられること、申立期間③のうち、6年11月から15年4月までの期間については、申立人が厚生年金保険に加入すると同時に申立人の妻が種別変更により第3号被保険者となっており、夫婦共に60歳まで現金で保険料を納付したとする申述と大きく異なること、及び

申立期間①、②及び③のうち6年11月から15年4月までの期間は合計すると長期間にわたっており、行政側に記録管理の誤りが発生したとは考え難いことから、既に当委員会の決定に基づく22年2月9日付けで行われている総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんの対象とはされなかったところである。

また、その後、申立人は、当初申し立てた期間のうちあっせんの対象とはされなかった申立期間①、②及び③のうち平成6年11月から15年4月までの期間に、新たに同年5月及び同年6月の期間を加え、再申立てを行っているが、i) 昭和45年12月から51年12月までの期間、52年12月から63年4月までの期間及び平成6年11月から15年4月までの期間については、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないこと、ii) 同年5月及び同年6月については、申立人は厚生年金保険に加入しており、国民年金被保険者ではないことから、制度上、国民年金保険料は納付することはできない上、申立人は60歳に到達しており、申立人の所持する国民年金手帳の資格記録にも任意加入した記録は確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、23年2月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回、前々回の審議結果に納得できないとして、申立期間①、②及び③の厚生年金保険加入期間3か所について申し立てている。

しかし、今回、新たな資料等は提出されておらず、改めて見ても、申立人が、「厚生年金保険被保険者期間も国民年金保険料を重複して納付していた。」とする主張は、一部の期間については事実であると認められるが、制度上、厚生年金保険と重複して国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできないことから、重複して納付された国民年金保険料は還付されることとなり、実際に、厚生年金保険被保険者期間と重複して納付された申立人の申立期間①のうち、昭和45年12月、47年7月から同年9月までの期間及び申立期間②のうち、52年12月から53年3月までの期間の国民年金保険料は、それぞれ、46年6月29日、平成12年3月3日及び昭和53年2月3日に還付されていることが、既に初回の申立てにおいて、申立人の所持する国民年金手帳及び領収書のほか社会保険庁の被保険者名簿から確認しているところである。

また、申立期間①のうち、昭和47年7月から同年9月までの期間については、新たに、A信用金庫B支店の「預金取引明細票1」に昭和47年7月から同年9月までの3か月分の過誤納保険料1,650円が平成12年3月7日に申立人の同支店口座に振り込まれていることが確認できたところ

であり、複数回の還付記録がありながら「保険料の還付を一度も受けたことが無い。」とする申立人の主張は認め難い上、申立期間のうち、還付済みとなっている期間以外の期間について再度調査したものの、申立人から保険料の納付場所、納付額等についての具体的な主張は無く、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間③については、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間が含まれ、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられ、国民年金の納付書が申立人に送付され、申立人が過誤納することは考え難い。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が昭和46年1月から47年6月までの期間、同年10月から51年12月までの期間、53年4月から63年4月までの期間及び平成6年11月から15年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立人が昭和45年12月、47年7月から同年9月までの期間及び52年12月から53年3月までの期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 3 月まで

昭和 57 年 10 月頃、母が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母は、几帳面で不正なことが嫌いな性格でもあり、母がきちんと申立期間の保険料を納付してくれていたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 10 月頃、母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張しているが、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、60 年 12 月頃に行われたものと推認され、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年 7 月 1 日と記入され、オンライン記録とも一致しており、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、申立人は、申立期間は大学生であったと申述しており、当時、大学生は任意加入の対象であったことから、加入手続が行われたと推認される同年 12 月の時点で、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母の申立期間当時の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は 30 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から51年3月まで

私は、送付されてきた国民年金保険料の納付書により、昭和51年3月から52年になる前までの期間に申立期間の保険料を一括して納付した。送付されてきた納付書には、申立期間に係る保険料額として25万円前後の金額が記載されており、納付しないと以前に納付した保険料が無効になるということが書かれていたような記憶がある。申立期間の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和51年3月から52年になる前までの期間に一括して納付したと述べているところ、未納保険料をまとめて納付する方法として、過去において3回実施された特例納付制度の利用が考えられるが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする51年中に特例納付は実施されておらず、申立人が申立期間の保険料を一括して納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る保険料として25万円前後の金額を納付したと述べているが、仮に第2回目、第3回目の特例納付をしたとする場合の保険料額及び申立期間当時の定額保険料の合計額とはいずれも相違していることから、申立人が納付したと申述する保険料額から納付状況を推認することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧検査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、口頭意見陳述において、申立期間の保険料納付を裏付ける申述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4357

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 8 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 8 年 8 月まで

私は、年金記録では昭和 61 年 4 月以降は国民年金の第 3 号被保険者となっているが、42 年 3 月に国民年金の任意加入被保険者となり、61 年 4 月以降も国民年金保険料の納付書が継続して送付されてきたので任意加入被保険者のままであると思って保険料を前納してきた。これまで納付してきた保険料の領収証書は大切に保管していたが、70 歳で老齢基礎年金の繰下げ受給の手続を行うため A 年金相談センター（当時）に行き、職員に全ての領収証書を提出したときに、61 年 4 月から平成 8 年 8 月までの期間の領収証書のみ返却されなかった。23 年になって国民年金の第 3 号被保険者は保険料を納付する必要が無いことに気が付いたので、保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月以降も国民年金保険料の納付書が継続して送付されてきたので任意加入被保険者のままであると思って保険料を前納してきたと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人の任意加入被保険者から第 3 号被保険者への種別変更は同年 4 月 1 日付けで行われ、その後、平成 5 年 4 月 1 日付けで申立人の夫が B 共済組合員の資格を喪失し、厚生年金保険被保険者の資格を取得したことに伴い、同日付けで申立人の第 3 号被保険者の種別確認が行われており、種別変更は昭和 61 年 6 月 23 日に、種別確認は平成 5 年 4 月 26 日に、それぞれ速やかに処理されていることが確認できることから、C 市から申立人に対し申立期間に係る保険料の納付書が発行されていたとは考え難い上、第 3 号被保険者期間に保険料が納付された場合、当該保険料は過誤納となり、還付されることと

なるが、オンライン記録において、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、還付記録も無い。

また、申立人の夫が加入していたB共済組合は、昭和37年12月1日から平成5年4月1日までの期間において、申立人は、申立人の夫の被扶養者として記録されていると回答しており、申立人が第3号被保険者の資格を有していたと認められること、及び申立人の夫は、同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した際、申立人に係る第3号被保険者の種別確認を行ったと申述していることから、申立人が申立期間において、第3号被保険者であったことに不合理な点は無い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧検査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から提出された昭和48年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料納入通知書に記載されている手帳記号番号は、このほかに申立人から提出された平成12年1月から13年8月までの期間の国民年金保険料納入通知書に記載されている基礎年金番号と同一番号であり、申立人には、当該手帳記号番号が基礎年金番号として付番されたことが確認できることから、申立人が別の手帳記号番号により申立期間の保険料を納付していたとは推認できない。

加えて、申立人は、申立期間において住所変更は無い上、申立期間は125か月と長期間であり、同一市町村において、これだけの期間にわたり、継続して記録管理を誤るとは考え難い。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで

私は、昭和63年10月頃は大学生であったので、母が私の将来のことを考えて申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年10月頃は大学生であったので、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、平成3年7月8日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号であることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は同時期以降に行われたことが推認できる上、申立人が所持する年金手帳の「初めての被保険者となった日」には、学生が国民年金の強制加入の対象となった同年4月1日と記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であることが確認できるところ、申立人は申立期間当時大学生であり、申立期間は、国民年金に任意加入の対象期間であったことから、制度上、加入手続の時点から遡って被保険者資格を取得することはできず、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、被保険者の資格取得日は平成3年4月1日と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致する上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母に対する聞き取り調査を希望しておらず、

申立人は、「申立期間の保険料を納付してくれた母は、保険料の納付について具体的なことまでは覚えていない。」と述べており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から52年3月まで

私は、昭和47年3月に大学を卒業し、同年5月に婚姻するとともに、夫婦でA市に転居した。同年6月頃にA市役所B支所で転入手続を行った際、女性職員から、「国民の義務なので国民年金保険料を納付するように。」と指導され、「今なら*歳まで遡って保険料が納付できる。」と強引に勧められた。そのとき、私は学生である期間については、国民年金は任意加入であると認識していたが、国民年金の加入手続きを行い、後日、*歳から加入手続き時までの保険料として約2万円を納付した。また、保険料を一括納付した以降は、私の妻が夫婦の保険料を同市役所B支所で現金により納付しており、私の妻の納付記録は納付済みになっている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月頃に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、52年9月21日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続きは同年12月頃に行われたものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、同年12月を基準にすると、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、加入手続きを行った後、*歳から加入手続き時までの保険料として約2万円を一括納付したと主張しており、この点に着目した場合、時効となった未納保険料をまとめて納付する方法として過去に3回実施さ

れた特例納付制度の利用が考えられるが、申立人の加入手続が行われた昭和 52 年 12 月頃には特例納付は実施されておらず、申立期間の保険料を一括納付することはできない。

さらに、申立人は、保険料を一括納付した以降は、申立人の妻が夫婦の保険料を A 市役所 B 支所で納付していたと主張しているところ、申立人が加入手続を行った昭和 52 年 12 月を基準にすると、申立期間の一部は過年度納付することが可能な期間であるものの、A 市は、「申立期間当時、B 支所では現年度保険料のみを収納しており、過年度保険料は収納していなかった。」と回答していることを踏まえると、同市役所 B 支所において、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は 117 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から 13 年 1 月 16 日まで
私は、平成 7 年 1 月から 13 年 1 月まで A 社に勤務し、当該期間を通して給与額が下がることは無かったと記憶しているにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額は、その直前の期間の標準報酬月額と比較して大幅に下がっている。下がる前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 10 年 11 月の随時改定により、41 万円から 24 万円へと下がり、その後 13 年 1 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまで同額となっている。

また、申立人から提出された平成 12 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額 (40 万 1,896 円) から試算した厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の 24 万円とほぼ一致する。

さらに、申立人は、上記源泉徴収票のほかに、給与明細書等の申立期間に係る報酬月額及び保険料の控除額を確認できる資料を保持していない上、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に文書照会を行っても回答が無く、申立人に係る賃金台帳等の関連資料の有無を確認できないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料の控除額について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立期間に係る標準報酬月額に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡はうかがえない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月1日から平成6年11月1日まで
私が、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和59年10月1日から平成6年11月1日までの当該事業所から社会保険事務所（当時）に提出された標準報酬月額の届出が適切に行われ、厚生年金保険料の控除がされているか、給与明細書を提出するので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書、申立人が作成した給与支給総額及び給与手取額に関する記録資料並びに事業主から提出された賃金台帳及び給与明細書の写しにより、申立期間について、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 62 年 7 月まで

私が、A社（名称変更後は、B社）に勤務していたときの標準報酬月額について、国は、昭和 60 年 10 月から 32 万円、61 年 10 月から 62 年 7 月までは 34 万円と記録しているが、正しくは、私が保管している資料の「保険料変更通知書」のとおり、61 年 8 月から 62 年 7 月までは 41 万円である。私の標準報酬月額について、国が事実と相違して記録していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する「保険料変更通知書」（申立人が供述した帳票の名称。以下「通知書」という。）の記載から、A社に勤務していた期間のうち、昭和 61 年 8 月から 62 年 7 月までの標準報酬月額は 41 万円であると主張している。

しかし、B社関連事業所の書類を保管しているC社は、「当時、B社は、子会社のD社に給与計算を委託しており、委託先が作成した昭和 62 年の算定基礎届、月額変更届及び通知書を各関連事業所に配付したところ、当該通知書中の「昇（降）給月」及び「変更年月」の各欄に印字誤りがあったことが分かった。後日、62 年が正しく、61 年は誤りであるので各関連事業所に訂正するよう連絡した。」と回答している。

また、E健康保険組合（F健康保険組合から名称変更）から提出された申立人に係る標準報酬月額資料により、申立期間に係る健康保険の標準報酬月額は、昭和 60 年 10 月から 61 年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から 62 年 7 月までは 34 万円及び同年 8 月から 63 年 9 月までは 41 万円と記

録されており、厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額記録と一致する上、当該被保険者名簿に遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

したがって、C社及びE健康保険組合からの回答並びにオンライン記録から判断すると、申立人から提出された2通の通知書のうち、変更年月が「61年8月」と記載されている通知書については、昭和62年の通知書であると考えるのが妥当である。

このほか、口頭意見陳述においても、申立人の主張を裏付ける新たな事情は認められず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 7 月 8 日まで
私は、昭和 14 年 4 月から 23 年頃まで A 社（現在は、B 社）で勤めていた。長い期間、勤めていたのに、申立期間の分が年金でもらえないことに納得がいかないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元同僚の供述から、申立期間当時、申立人が A 社に勤務していたと推認できる。

しかし、B 社は、当該事業所が保管していた被保険者台帳により、「申立人は、昭和 22 年 7 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23 年 1 月 27 日に被保険者資格を喪失している。」と回答しているところ、当該被保険者記録は、厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致していることが確認できる上、22 年 7 月 8 日以前に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号は、見当たらない。

また、申立人より厚生年金保険被保険者記号番号が前の元同僚は、「戦後間もない頃の時期であったのではっきり記憶してしないが、会社から厚生年金保険に加入するという説明を受けたことを覚えている。」と供述しているところ、当該元同僚の記憶する入社時期と厚生年金保険の資格取得時期に相違が確認できることから、申立期間当時、当該事業所においては、必ずしも従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成10年3月1日から15年11月25日までにおいて、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年3月1日から15年11月25日まで
私は、平成10年3月から15年11月まで、A市B区C町のD社に勤務し、E郡F町でG（作業）の仕事をした。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する給料支払明細書により、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間当時、A市B区及びE郡F町において「D社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、H地方法務局は、A市B区C町及びE郡F町において、当該事業所の商業登記が確認できないと回答している上、申立人が主張する上記所在地を管轄するI（機関）及びF町役場は、いずれも当該事業所が法人住民税の届出をした記録は無いと回答している。

さらに、元事業主本人を特定することができず、申立人が氏名を挙げた唯一の元同僚は、「申立人の依頼で数か月手伝ったことはある。会社名、事業主名は覚えていない。」としていることから、申立人の厚生年金保険料控除等についての具体的な供述は得られない上、当該元同僚は、申立期間当時は、国民年金に加入しており、当該事業所に係る厚生年金保険の記録は無い。

加えて、申立人は、申立期間に雇用保険の加入記録が無い上、国民健康保険に加入していた状況からは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたか確認できない。

なお、申立人から提出された給料支払明細書の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料等の金額は、当時の保険料率から算出した保険料額と相違していることから、有効な保険料控除の資料と考え難い上、当該事業所の実態が確認できないことから、控除されるべきではない保険料が控除されていたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで

私は、A市BにあったC事業所に、D（職種）として、昭和 59 年 4 月 1 日から 62 年 3 月末日まで勤務していたが、この 36 か月間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。申立期間の給与支払報告書及び 61 年分の所得税の確定申告書を提出するので、確認の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C事業所が発行した昭和 59 年から 61 年までの給与支払報告書を提出している上、4名の元同僚が申立人を覚えていることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主からは聴取できない上、元事業主の妻は、「10年前に廃業しており、一切の記録、資料等は残っていない。」と回答している。

また、上記給与支払報告書を見ると、社会保険料等の金額欄に控除額が無いことが確認できる上、昭和 61 年分の所得税の確定申告書の社会保険料等控除の金額欄にも申告額は無いことが確認できる。

さらに、当該事業所の元事務長は、「申立人を覚えていないが、パート扱いの職員の場合は厚生年金保険の被保険者記録が無いかもしれない。」と供述している上、元同僚3名は、共に、「申立人は、当時、お子さんが小さかったので、正社員ではなくパート扱いの社員ではなかったかと思う。」と供述し、また、事務担当の元同僚の1名は、「D（職種）は、ほとんど正職員である。しかし、子供さんの関係でパート扱いのD（職種）

が1名いた記憶があるが、申立人かどうかは分からない。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における昭和58年9月1日から62年4月1日までの資格取得者は35名確認できるが、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない上、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年6月1日まで
私は、平成元年6月1日から2年5月末日まで、A（機関）からB（業務）を受託しているC社に契約社員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間が元年6月1日から同年8月1日までとなっているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の元同僚は、「C社に平成元年6月1日から2年5月末日までの1年間の契約で勤務した。」と主張している。

しかし、当該事業所から提出された申立人が署名押印した雇用契約書及び労働者名簿により、申立人は、平成元年6月1日から同年7月31日まで当該事業所に短期雇用され、同年7月31日に退職していることが確認できる上、雇用保険の加入記録と符合する。

また、申立人は、「申立期間に元同僚の一人と一緒に、社会保険事務所（当時）で日雇労働者の健康保険の手続を行った。」と供述している上、ほかの元同僚は「平成元年8月1日から厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4783 (事案 681 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月20日から6年4月15日まで

私は、平成5年4月20日から6年4月15日まで、A社に勤務しており、給与から厚生年金保険料、健康保険料、所得税及び雇用保険料を合わせて控除されていたが、前回審議の結果、記録訂正は認められないとの通知を受けた。

今回、厚生年金保険料が控除されていたことを示す源泉徴収票が見つかったので、再調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の元事業主の所在が不明であり、申立人の厚生年金保険に関する届出及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人の記憶している元同僚4人のうち、3人が当該事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できないこと、iii) 申立人は申立期間において、国民健康保険の被保険者であることが確認できること、iv) ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として「平成5年分給与所得の源泉徴収票」を提出し、記載されている社会保険料等の金額は平成5年4月から同年12月までの厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の控除額の合計であると主張していることから、当委員会において、当該源泉徴収票の記載内容の検証を行ったところ、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人の主張する給与支払額から算出し

た厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の概算合計額と乖離している上、申立人は、4年4月1日から8年3月2日まで国民健康保険及び国民年金の被保険者であり、申立期間において、当該被保険者資格を喪失及び再取得した記録は無く、当該社会保険料等の金額は、申立人が申告した国民健康保険料、国民年金保険料及び事業主により給与から控除された雇用保険料の合計額が記載された蓋然性が高いことから、当該社会保険料等の金額をもって、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 29 日から 16 年 1 月 14 日まで
② 平成 17 年 12 月 1 日から 18 年 10 月 19 日まで

私の年金記録において、A社の厚生年金保険の被保険者期間は、平成 16 年 1 月 15 日から 17 年 12 月 1 日までとなっているが、当該事業所が 18 年 8 月 21 日に発行した「在職証明書」では、15 年 7 月 29 日から勤務したことになっている。

申立期間①及び②については、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社発行の「在職証明書」により、申立人が申立期間①当時に、当該事業所に在籍していたことが確認できる。

しかし、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の資格取得年月日は平成 16 年 1 月 15 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立人に係る「賃金台帳兼源泉徴収簿」において、平成 15 年 8 月から同年 12 月までの給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所の複数の元同僚が、当該事業所における雇用慣行について、「この会社には、3か月の試用期間があった。試用期間を終えて本採用となり、厚生年金保険等に加入した。ただ、勤怠等によって、試用期間が長くなったり、短くなったりした。」旨供述してい

ることから、申立人についても、試用期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間②当時に、A社に在籍していたことは確認できる。

しかし、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人の資格喪失年月日は平成 17 年 12 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所は、申立人の勤務実態について、「申立人は平成 18 年 1 月から短時間労働者になった。」と回答しているところ、当該事業所から提出された申立人に係る「賃金台帳兼源泉徴収簿」において、平成 18 年 1 月から同年 6 月までの給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、B市のC部D課からの回答書により、申立人が、社会保険からの離脱を理由として、平成 17 年 12 月 1 日から 20 年 5 月 22 日まで、同市において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年春から 52 年頃まで

私は、出身地であるA県B町の町議会議員の紹介でC社に入社し、申立期間において継続して勤務していた。毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社における仕事内容について具体的に供述しており、元事業主は、申立人の供述する仕事内容は、同社のものである旨回答していることから、期間は特定できないものの当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況については不明である。」と回答している。

また、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録において、申立期間に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する者のうち 25 人に照会し、16 人から回答を得たところ、12 人は申立人を記憶しておらず、ほかの 4 人は、「申立人と同じ姓の人がいたと思うが、勤務期間は不明である。」としており、その勤務内容等の供述は申立人の供述と齟齬があることなどから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、工場は 2 か所あり、私は社員寮から通勤していた。」と述べているところ、上記回答のあった複数の者は、

「申立期間当時、工場は1か所で、社員寮は工場の敷地内にあった。」、「工場が2か所あったのは、申立期間と違う時期だと思う。」と供述しており、申立人の供述内容と相違している。

加えて、雇用保険の加入記録において、当該事業所における申立人の記録は確認できない上、申立人を当該事業所に紹介したとする町議会議員は既に死亡しており、申立人の勤務状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。